

TASUKY 法定情報提供・約款
資金決済法に基づく情報提供 TASUKY ご利用約款
資金決済法に基づく情報提供

- TASUKY 発行元：株式会社日本地域総合診療サポート（東京都港区芝 4-5-11 芝プラザビル 3 階）
- TASUKY に関するお問合せ先：TASUKY コールセンター 0570-061433（土日祝をのぞく 10:00～17:00）
- 支払可能金額等：蓄積限度額は 30,000 円となります。
- 有効期間又は期限：最終利用日から 5 年間です。
- ご利用いただける場所：TASUKY 加盟店（一部店舗を除く）でご利用いただきます。
- ご利用上の注意：紛失した場合、盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、残高の返金または再発行はできません。換金及び質権等担保権の設定はできません。本カードに瑕疵があった場合、回収のうえ残高を他のカードに移行することがあります。汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。システム障害等により予告なく一時的にご利用できない場合があります。
- 未使用残高の確認方法：各店舗で入金及び残高確認の際は、レシートに残高が記載されます。ホームページや TASUKY コールセンターへのお電話でも確認できます。
- 約款・利用規約等：TASUKY 利用約款

第 1 条【目的】

本約款は株式会社日本地域総合診療サポート（以下「当社」という）が発行する以下に定義するプリペイドカード（以下、「カード」という）のご利用（入金、残高確認及びカードによる商品購入を含む）について規定するもので、利用者（以下「お客様」という）は本約款に従ってカードをご利用いただくものとします。

第 2 条【定義】

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。TASUKY…TASUKY とは、当社が本サービス上で記録される金額に応じた対価を利用者から得て発行する前払式支払手段であって、利用者が本契約等に基づき、TASUKY 加盟店（以下「カード利用店」という）との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払いに使用することができるものをいいます。商品…当社店舗または当社が指定する場所にて販売する当社が指定する商品。

第3条【ご使用いただける店舗等】

TASUKY は日本国内の TASUKY 加盟店（但し、一部店舗を除く。）でのお支払いにご使用いただけるものとします。具体的なカード利用店については本約款末尾に記載されたカードに関するお問合せ先電話番号にてお尋ねいただくことが可能です。

第4条【カードの発行】

(1)カードは、カード利用店各店その他当社が指定する店舗（但し、一部店舗を除く。）において発行するものとします。(2)カードへの入金は、必ずお客様から TASUKY へご入金いただくものとします。

第5条【入金の方法】

(1) TASUKY への入金は、カード利用店にて承るものとします。但し、一部店舗を除きます。(2) TASUKY への入金は現金で行うことができます。(3) TASUKY への入金額は 1,000 円単位となります。(4) 1 枚の TASUKY に蓄積できる上限額は 3 万円です。

第6条【お支払いの方法】

1.カードにてお支払いされる場合は、カード利用店内のレジでカードをお渡しいただくほか当社が別途指定する方法によるものとします。カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払後のカード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りが無いことを確認するものとします。2.カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めてカードにご入金いただくか、または不足額を現金によりお支払いいただくものとします。

第7条【残高確認の方法】

カードの残高は、レシートに表示される他、当社ホームページまたは本約款末尾記載のカードに関するお問合せ先電話番号にお問合せいただくことをご確認いただくことが可能です。カード利用店にて残高を確認される場合には、残高を確認されたいカードをレジまでお持ちいただくものとします。電話、または当社ホームページにて残高を確認される場合は、カード表面に記載された 16 桁のカード番号と 4 桁の PIN 番号が必要です。但し、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。

第8条【本カードの払戻し等】

カードの残高の払戻し又は換金することはできません。

第9条【再発行】

カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、残高を移行させた新しいカードを発行することができるものとします。その際、当社は新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

第10条【不正な取得・入金・利用等】

1.次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断わりし、カード自体を失効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。(1) お客様が、不正な方法によりカードを取得もしくは入金し、または不正な方法により取得もしくは入金されたカードであることを知って使用した場合(2) カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合(3) キャンペーンなど販売促進ツールとして利用する目的で購入する場合(4) 再販等の営利目的で購入する場合(5) 本約款に違反した場合(6) その他、当社がカードのご利用を不適切であると判断した場合 2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的にカードをお預り、または利用停止できるものとします。なお、本条第1項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。

第11条【本カードのご利用期間】

カードは、最後にカードをご利用いただいた日から5年間ご利用がない場合には、失効し、ご利用ができなくなります。この場合、カードの残高の有無にかかわらず返金はしないものとします。5年間のご利用の有無は、カードのデータに基づき当社が判断するものとし、お客様にご利用ができなくなった旨のご連絡は致しません。長期間ご利用いただかない場合には、失効することになりますので、ご注意ください。

第12条【個人情報の取扱い】

当社は、本規約に基づく取引において、原則として、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定義する個人情報をいい、以下「個人情報」といいます。）を取得しません。ただし、当社は、払戻しの手続を行うに当たり、利用者の住所、氏名その他の情報を取

得することがあります。この場合、当社は、取得した情報を払戻しの手続及びこれに関する問い合わせのためにのみ利用することとし、また善良なる管理者としての注意をもって当該情報を管理します。

第 13 条【TASUKY 使用情報の取得等】

利用者は、当社はサービスを運営する上で取得した TASUKY 使用履歴情報が当社に帰属することに同意し、当社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

第 14 条【システム保守・障害等】

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情によりカード利用店の一部または全店において、当社が必要あると認めたとき、予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき停止、中止または中断できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第 15 条【質権等担保権設定の禁止】

カードへの質権等担保権の設定はできないものとします。また、お客様が本規定に違反した場合、当社は一切責任を負いません。

第 16 条【制限責任】

当社は、利用者によるカードの利用に関連して、利用者に対して損害賠償責任を負うこととなった場合には、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、利用者に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償し、特別な事情から生じた損害（逸失利益等を含む。）については責任を負わないものとします。

第 17 条【裁判管轄】

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 18 条【約款の変更】

当社は、経済情勢等諸般の状況の変化、法令の改廃、サービス運営上の都合等により、本約款の内容を変更する場合があります。当社は、本約款の変更を行う場合、その内容

及び効力発生時期をあらかじめ当社所定の適切な方法により告知するものとします。
利用者が、本約款の変更後にカードを利用した場合、当該変更後の約款内容について同意したものとみなします。

附則：本約款は、2020年10月1日から適用します。

お問合せ・ご相談窓口：カードまたは本約款に関するご質問、ご相談等ございましたら下記カードに関するお問合せ先までご連絡ください。

<カード発行元>

株式会社日本地域総合診療サポート 東京都港区 4-5-11 芝プラザビル 3階

<TASUKY コールセンター>

TEL 0570-061433（土日祝をのぞく 10:00～17:00） <https://tasuky.com/>

以上